

2022年7月 日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美様

さいたま市教職員組合  
執行委員長 大澤 博

## さいたま市の教育施策、学校運営並びに教育条件整備等についての要望書

さいたま市の教育条件整備等に対する貴職のご尽力に対し、敬意を表します。

学校現場では行事や出張もコロナ禍以前に戻ってきており、かなりの多忙感があります。教職員のいのちと健康を守るために長時間勤務の解消をめざした各課の連携と、子どもたちがのびのび学べる教育条件整備をいっそう進めるための予算措置は、教育行政の責任としてとても重要です。

子どもたちが学校で安心・安全に過ごしてほしいという市民の教育要求およびコロナ感染拡大防止の観点から、少人数学級の実施を強く求めます。未だコロナウイルスが収束しない中、子どもたちが抱えているストレスは深刻です。確かな学力・いじめなどの人格形成に関わる問題に対処するために、人的・物的な整備なくして豊かな教育は保障できません。施策の見直しが急務です。私たち教職員は、コロナ感染拡大防止対策を行いながら、日々の教育活動をすすめようと奮闘していますが、肉体的にも精神的にも非常に過酷な勤務を余儀なくされています。

ここに、教育施策並びに学校運営、教育条件整備、教職員の勤務条件等に関する要望書を提出しますので、誠意ある回答を求めます。

### <新型コロナウイルス感染症対策について>

1. 新型コロナウイルス感染が児童・生徒または教職員に発症した場合に限らず、宿泊行事前などに希望する児童・生徒または教職員等に、公費でPCR検査を受けられるようにすること。
2. 新型コロナウイルス感染症等に関わりやむを得ず出勤できない場合、職専免となるため、自宅リモートを含め勤務を強要しないこと。また複数の教職員が出勤できない場合は、学校閉鎖等の柔軟な対応を認めること。
3. 今後新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を希望する教職員が、居住地や年齢、職種による条件をつけずにワクチンを確実に接種できるように、使用者として必要な措置を講じること。
4. 行事等の実施の是非について、設備や学校規模を考慮し、各校の決定を尊重すること。

5. 新型コロナウイルス感染症対策として、各校1人ずつの「コロナ加配」を配置し、新型コロナウイルス感染症対策費として特別な予算を配当すること。

<多忙化解消について>

6. 出勤簿の押印を省略すること。
7. 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを明言すること。
8. 慢性的な人員不足に苦しむ現場の状況を鑑み、教職員定数の大幅改善を含む抜本的な施策を早急に講じること。
9. 昨年の教職員アンケートに示された「多忙感 85.9%」に対し、教育行政による大胆な業務削減改善策を示すこと。
10. 教育委員会が割振り変更の対象用務を明確にし、広く周知して確実に調整を取得できるようにすること。また、年休が計画的に消化できるように対策を講じること。
11. 教職員の多忙化解消を具体化するため、学校業務改善検討委員会に組合の代表が参加できるようにすること。同委員会では、報告提出文書作成、出張、対外行事（運動系・学芸系）、研究委嘱、校務等の精選を図り、多忙化解消の対策を講じること。また、委員会議事録を公開すること。
12. 1か月の残業時間が45時間をこえた場合、管理職による威圧的な指導をせず、業務削減の良い機会ととらえ、どんな点を削減し勤務時間を適正化すればよいかを一緒に考える機会とすること。
13. 持ち帰り仕事を含む働く実態調査を行い、その結果を分析し、具体的な業務削減計画を策

定すること。

14. 出退勤管理システムは、パソコン操作に時間がかかり正確な出退勤時刻ができず業務を圧迫するしくみになっている。顔認証ロックスターは直ちに廃止すること。
15. 分掌や持ち時数については、特定の教員に負担を集中させることのないよう平均化を図ること。エバンジェリストについては他の校務分掌と同等の位置付けとすること。
16. 小規模校では、校務分掌や出張、日常の業務も含め一人当たりの仕事量が多く、一人当たりの仕事量を適正にするため、小規模校の業務の削減を特段に図ること。
17. 児童生徒、教職員にとって大きな負担になっている振替のない土曜授業をなくすため、学校管理規則の「授業日数205日以上」の規定を元に戻すこと。中学校における1030時間の規定は撤廃すること。また、学期初め並びに学期末の短縮日を確保するなど、ゆとりを生み出す具体的な措置を明らかにすること。
18. 小中一貫教育は、小学校・中学校とも無理のないよう大きく軽減を図ること。
19. 教員や授業を画一化させる「よい授業」アンケートを中止すること。アンケート結果を個々の人事評価に利用しないこと。アンケート結果の集計、報告を強制しないこと。
20. 「心と生活のアンケート」調査を実施する場合には、報告する項目（面談報告含む）を簡略化すること。アンケートにとらわれず、気になる子どもたちと直接面談する時間と場所を適切に確保できるように各学校に通達すること。
21. 文科省通達にもあるように、勤務間インターバルの考え方を取り入れ、すべての教職員が勤務終了から次の勤務開始時間まで11時間の休息を取れるよう、業務の削減などを検討すること。

22. 部活動は教育課程外であることから、全員顧問制をやめ、教員が顧問を強制されないよう各職場に指導すること。

23. 教材費などの会計事務は本来教員の仕事ではなく、事務職員が担うべきであると考え、市費で職員を増員するなどの対策をとり、教員が負担することのないようにすること。

<少人数学級の実施・教職員定数改善について>

24. 早急に、小・中学校の全学年で35人学級を実施すること。それができない場合は、当面小学5年と中学3年で実施し、順次全学年に拡大すること。また、特別支援学級の定員を6人に改善すること。

25. 大規模校や38人以上の学級が複数ある学校、学習及び生活上の支援が必要な児童・生徒が多い学校には市費で教員を加配すること。

26. 過大規模校の解消に向けて、学区の変更や新しい学校を建てるなど具体的な手立てを講じること。

27. 義務教育学校建設計画については直ちに中止すること。

<研修と研究委嘱について>

28. 初任者を集めて行う研修の内容や回数を精選して行うこと。初任研の中で、教職員のもつ諸権利について周知すること。なお、夏に計画している宿泊を伴う初任者研修は直ちに中止すること。

29. 研究委嘱等の決定にあたっては、校長等の一部の者の意向で決めるのではなく、必ず教職員全体に諮ることを原則とするなど、教職員の意向を十分に尊重すること。また、校長にそのようにするよう指導すること。学校業務改善の観点から、研究委嘱の数を減らしていくこ

と。

<教育課程について>

30. 「さいたま市9教科担任制」を直ちに撤回し、文科省が提示している「外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とする」ことを順守すること。学校の教育課程編成権を尊重し、それに踏み込むような施策を行わないこと。
31. 教科担任制に関しては、一律に導入ありきではなく、各職場の実情や意向を尊重すること。
32. 1人1台タブレット使用を義務付けた公開授業の実施を強要しないこと。健康被害や学習効果にも目を向け、効果的な使用の仕方について、各校の実践を尊重すること。
33. ICT支援員を1校1人配置すること。
34. 自由な教育活動は営利追求と無縁の公教育だからできることである。民間委託や民間企業との連携を行わないこと。
35. 今後行われる予定であるスクールダッシュボードなど学習履歴の蓄積については、個人情報保護法に照らして、目的を明らかにするとともに、丁寧に説明をし、保護者の同意を得ること。
36. グローバルスタディ科の時間増をやめ、国と同じ時間とすること。
37. グローバルスタディ科は専科の教員を配置すること。また、テキスト2冊の使用による学習負担が大きいことから、学習課程の大幅な見直しを図ること。
38. 毒ガスの製造・管理を行っている自衛隊化学学校が含まれる陸上自衛隊大宮駐屯地での職場体験活動「未来くるワーク体験」を中止すること。また職場体験活動の対象事業所一覧から陸上自衛隊大宮駐屯地を削除すること。それでも実施する場合は陸上自衛隊大宮駐屯地で

の職場体験活動の内容を調査し公表すること。

<教科書採択について>

39. 教科書採択にあたっては、各学校の推薦教科書の集約状況を採択会議の場で明らかし、現場の希望を尊重した透明性のある採択会議を行うこと。

<特別支援教育について>

40. 急激に増やした特別支援学級および通級指導教室の担任から、教材教具を含めた環境整備等の要望を調査するなどして、教育活動の充実のために足りないところに必要なものが行き届くような方策を立てること。
41. 特別支援学級担任には経験の少ない臨採者および初任者を単独で配置したりせず、経験のある教員を配置すること。全体的な臨採者の配置率を減らすこと。
42. 通級指導教室担任には指導の継続を確保するために、本採用の教員を配置すること。
43. 通常の学級に在籍する子どもを支援するために、どの学校でも支援教室を設置できる人的配置を拡充すること。
44. 特別支援学級の担任による交流や研修会を充実させること。
45. 特別支援学級においても、可能な限り空き時間または TT の授業を確保（それに替わる負担軽減）できるよう管理職に指導すること。

<学習調査について>

46. 小3から中2を対象に行っているさいたま市学習状況調査を中止すること。また小1から中3までを対象とした「生活習慣や学習環境等に関する児童生徒質問紙調査」は、中止すること。また、他者の回答状況と自分の回答を比較するポートフォリオの作成と配付を中止す

ること。

47. 英語民間試験を行わないこと。やむを得ず行った場合、教育委員会の責任で全学校と家庭に対し、個人情報に記載しない場合の方法を周知すること。また、これら民間教育企業に学校教育へ介入させないこと。

<健康管理について>

48. 改修中の館岩少年自然の家の代替として宿泊する施設でも、健康で安全に学習活動が進められるよう看護師を配置する等の適切な処置を行うこと。
49. 子どもの身体と心の健康を考えて、市独自の予算で、養護教諭を複数配置すること。

<学校事務について>

50. 学校事務職員を継続的に採用すること。

<採用試験・臨採者・会計年度任用職員について>

51. 採用試験において、判断基準を明確にすること。また適性検査は行わないこと。
52. 会計年度任用職員の身分保障と諸権利を確立し、待遇を改善すること。特に、有給の病気休暇を制度化すること。また、毎年の身分証明書の提出を止め、採用時のみにすること。
53. 臨採者の健康診断について、自費で行うことがないようにすること。
54. ALTおよび英語講師に対する毎年の試験を行わないこと。また次年度の勤務の継続の有無、勤務校を早く知らせること。
55. 今までさいたま市のグローバルスタディ科のために尽力してきた講師を、英語専科初任者の指導に当てるなどとして、本人の意向を尊重し引き続き雇用すること。

<施設・設備について>

56. 深刻な校舎の異常（劣化・損傷）が報告された場合、早急に対象となる学校の緊急安全点検を実施を行うこと。崩落等が危惧される場合は、人命に関わる大惨事が起こる心配があるため、目視等の簡易的な点検ではなく、より精密な安全点検を実施すること。その結果を踏まえて、大規模改修も含めて直ちに適切な処置を講じること。
57. 子どもたちと教職員の命と健康を第一に考え、トイレ改修等の大規模改修の計画をペースアップすること。
58. PTA や家庭に協力を得る必要がないよう、消耗品費などの学校予算を増額すること。
59. 体育館や特別教室、給食調理室のエアコンの整備を進めること。
60. 会計年度任用職員や臨採者も含め、学校によって必要な数の教師用のタブレットを申請できるようにすること。
61. 大規模改修に伴った児童生徒用のトイレの改修とは別に、職員用（来賓も利用）のトイレを早急に改修すること。

<衛生推進について>

62. 教職員の健康と安全を守るため、教職員人事課および総務課と組合代表で懇談を早急に実施し、さいたま市学校職員労働衛生管理規定の策定を行うこと。
63. 衛生推進者及び衛生管理者の資格取得者を計画的に増やすため、労働安全衛生法の講習会を市が責任を持って実施すること。
64. さいたま市学校職員安全衛生委員会を設置すること。
65. 各職場の衛生推進者の交流を図る研修会(自由参加)を計画実施すること。
66. ストレス判定図（集団分析結果）の活用で職場の環境改善を図るため、ストレスチェック

の内容を公表すること。

<未配置・未補充について>

67. 病休、産休の代替、育児短時間勤務の後補充の早急な配置を教職員課の責任で行い、産休代替の未配置をなくすこと。そのために、4月の時点で産休がわかった場合には、産休に入る前から加配しておき、交代がスムーズに行われるようにする、「先読み加配」を制度化し確実にを行うこと。
68. 他県、他市で行われている「補充教員制度」を市独自の予算で導入すること。
69. 臨採者の割合を低くするよう、対策を講じること。とりわけ、特別支援学級の臨採者の割合が4割を超えている実態を改善するために「採用試験での特別支援学級・学校枠」を増やすなどの施策を具体的に示すこと。

<賃金・採用・権利について>

70. 教職員の諸権利を知らせるリーフレットを年度当初に配付し、権利を行使できるようにすること。
71. 生涯賃金に大きな格差が生まれる現行の昇給システムをやめ、埼玉県と同様の昇給システムに改正すること。
72. 権限移譲によって失われた諸権利（特に子育て休暇）を復活させるよう、教育委員会として対策を講じること。
73. 育児短時間勤務を積極的に取りやすい職場にするため、後補充者を確実に配置する等、特別の措置を講ずること。
74. 病休の際、診断書の提出回数が多く、病休者の経済的負担となっていることから、診療明

細書の提示に変更すること。もしくは、診断書の添付を県と同じ要件（8日以上）にすること。

75. コロナ禍で休暇が取れない実情から、結婚休暇の取得については、有効期間を延長すること。

76. 再任用者の意向を十分に把握すること。フルタイム希望、短時間勤務希望など様々な働き方の勤務希望を叶えること。

77. 再任用者も引き続き、扶養手当が取得できるようにすること。

78. 定年延長制について、同一労働同一賃金の原則に基づき、60歳超の賃金を60歳前と同様にすること。組合と丁寧な協議に応じること。

79. 転居、結婚、育児や介護等にかかわる教職員が希望した場合、県内他市町村との人事交流を積極的に行うこと。

80. 36協定について、その意味を全職員に周知するとともに、校長と職場代表者との間で締結すること。

<ハラスメント根絶について>

81. さいたま市教育委員会職員ハラスメント防止等に関する要綱や教職員行動指針に基づき、ハラスメントの防止を図るため、職員に対し必要な研修を実施すること。

82. パワハラ具体的な事例が明記されたわかりやすいパワハラ防止指針を策定すること。

83. 全職員に、ハラスメントが職場にどれだけあるのか、実態を把握するためのアンケートを実施すること。

84. 学校におけるパワハラ根絶の為に、パワハラ定義の明確化、管理職へのパワハラに関わ

る研修強化、外部機関によるパワハラ相談窓口を設置し、リーフレットなどで周知すること。

<大宮国際中等教育学校について>

85. 「大宮国際中等教育学校」の情報を小、中学校に丁寧に提供すること。また、グローバルスタディの指導内容を入学試験の対象としないこと。その教育内容・条件等が他の中学校と大きく異なり、特別扱いと考えられるエリート教育をやめること。

以上